

(対価の返還)

第5条 請求基準日から6か月以内に、専ら、採用決定者の自己の都合により又は採用決定者の責めに帰すべき事由により雇用契約等が終了し、甲が乙に対し、当該終了から3か月以内にその事実を書面(電子メールを含む。)で通知した場合、乙は、甲に対し、以下の各号に従って、当該採用決定者について甲から受領した本件対価の一部を返還するものとする。但し、本条は、甲と応募者が有効期間6か月以内の雇用契約等を締結した場合は適用しないものとする。

- (1) 請求基準日から1か月以内に雇用契約等が終了した場合
：当該採用決定者について乙が受領した本件対価の80%相当額の返還
- (2) 請求基準日から3か月以内に雇用契約等が終了した場合
：当該採用決定者について乙が受領した本件対価の50%相当額の返還
- (3) 請求基準日から6か月以内に雇用契約等が終了した場合
：当該採用決定者について乙が受領した本件対価の10%相当額の返還

2 乙は、甲から前項所定の通知を受けた場合、前項の返還期日を通知するものとし、当該返還期日までに前項に基づく返金を行うものとする。